



人・農地プランの実質化について

令和 4 年 4 月

Ver. 7

農林水産省

なぜ“今”人・農地プランの実質化なのか？

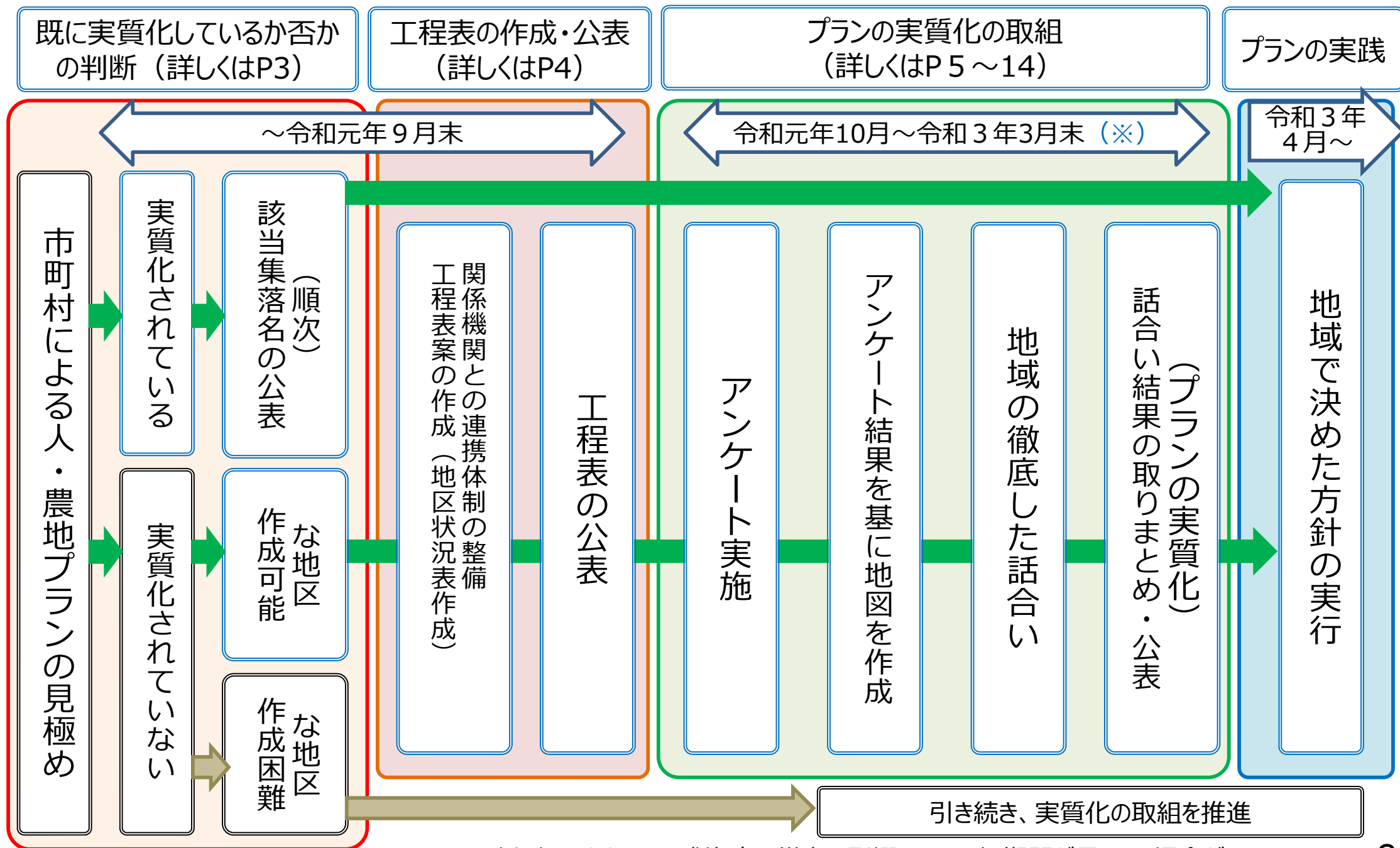
これまで地域の農業を支えてこられた方達は、地域での徹底した話し合いにより、ほ場整備、機械・施設の導入、地域の共同活動などに取り組み、地域の農業・農地を守り、発展させてきました。

一方、こうした方達が高齢化する中で、これからの地域の農業を担っていく世代が、効率的な農地利用やスマート農業を行うための農地の集積・集約化を進めていくには、まさに「待ったなし」の状況です。

地域の皆さんがこれまで営々と築き上げてこられた地域の農業・農地を、それを取り巻く伝統や文化、自然景観などと一緒に、子供や孫の世代にしっかりと引き継いでいきたいと思いませんか？

今こそ、人・農地プランの実質化に取り組み、地域の話し合いを再活性化して、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」を地域の皆さんで決めていく必要があります。

人・農地プラン実質化の取組の流れ



※ 新型コロナウイルス感染症や災害の影響により取組期間が長くなる場合がある。

既に実質化している人・農地プランの区域の判断

市町村は、これまで作成した人・農地プランのうち、これまでの取組によって、**既に実質化している**と判断できる区域について公表します。

既に実質化しているか否かの判断基準

人・農地プランの区域の全部又は一部のうち、**対象地区内の過半**の農地について、近い将来の農地の**出し手と受け手が特定**されている区域です。

<算式>

$$\frac{\text{近い将来の受け手（中心経営体）の現状経営面積} + \text{近い将来の農地の出し手の貸付予定面積}}{\text{対象地区内の農地面積（※）}} > 50\%$$

※ 農地面積には基本的に遊休農地を含みますが、遊休農地を含めると既に実質化しているか否かの判断が厳しくなる集落については、農地面積から遊休農地を除くことができます。

➡ 「50%」は更なる農地の集積・集約化へのスタートラインです。

例) 複数集落を範囲とするプラン

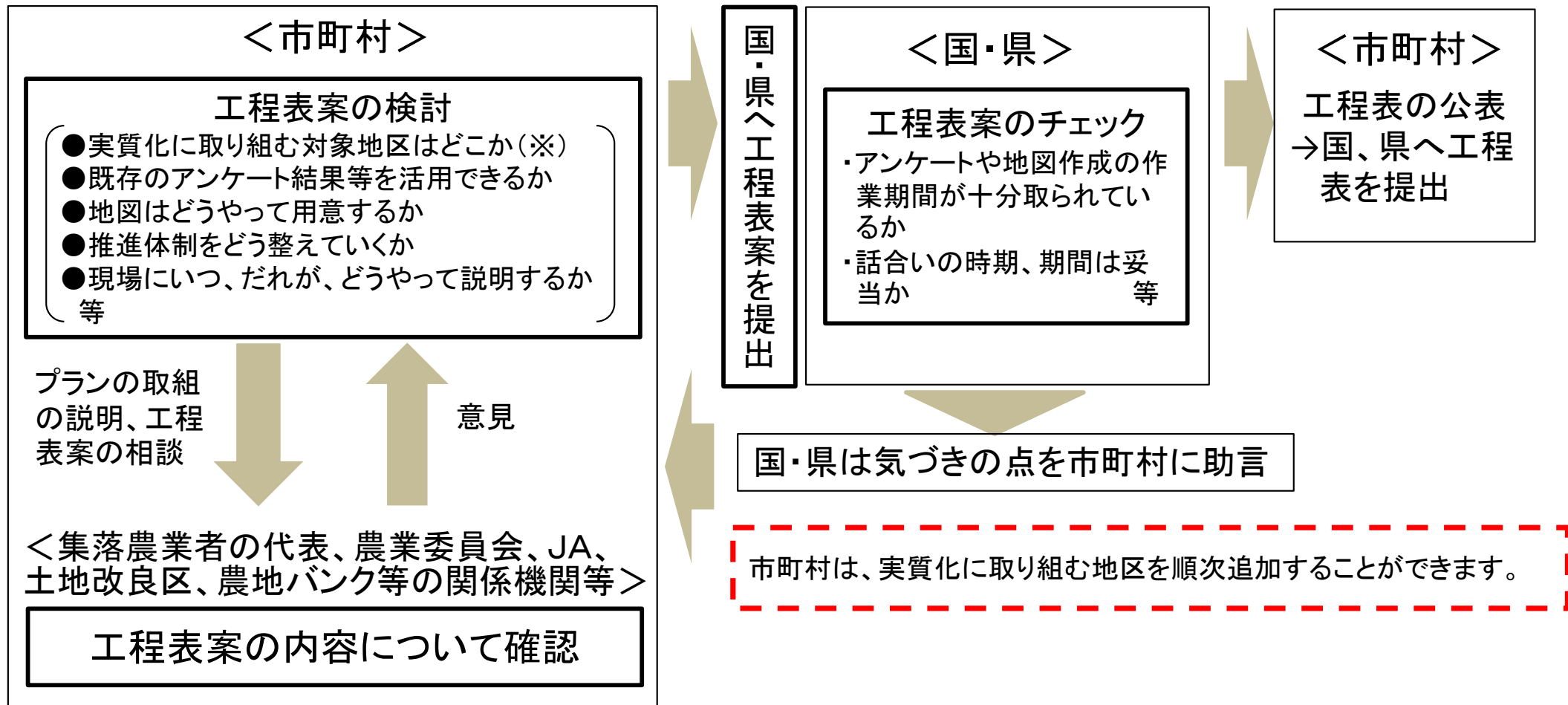
話し合いはA、Bの集落ごとに実施。

A集落	B集落
- 農地面積100ha - 受け手面積30ha - 出し手面積30ha	- 農地面積100ha - 受け手面積20ha - 出し手面積5ha
60ha/100ha=60%	25ha/100ha=25%
既に実質化	実質化していない

A集落は、農地の集積・集約化の余地があるため、引き続き、貸付け意向の掘り起こし等の取組を実施。
B集落は、中心経営体や農地の集積・集約化に向けた将来方針が明確になっていないため、実質化に向けた取組を実施。

工程表の作成・公表手順

市町村は、「実質化していない」と判断した区域について、プランの実質化を円滑に進めるため、集落代表や連携する関係機関等と相談しながら、実質化に取り組む対象地区ごとに工程表案を作成し、公表します。



※ これまでに作成したプランの区域を改めて変更する必要はありません。

実質化に取り組む範囲だけが「**実質化された区域**」となります。

人・農地プランの実質化とは？

次の**1から3までの地域の話合いのプロセス**を一つ一つステップを踏んで作成された人・農地プランを「**実質化された人・農地プラン**」とします。

1 アンケートの実施

対象地区内の耕地面積の少なくとも過半について、農業者（耕作者又は地権者）の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認。

2 現況把握

1を地図化し、5年～10年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」し、話合いの場で活用。

3 今後地域の中心となる経営体（中心経営体）への農地の集約化に関する将来方針の作成

1、2を基に、農業者、自治体、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者が徹底した話合いを行い、5年～10年後の農地利用を担う経営体（中心経営体）の在り方を原則集落ごとに決めていく。

人・農地プランの作成手順①

ステップ1 地域の声を聞きます

地域の農業者の年代分布や後継者の有無といった地域の状況がわかるようにアンケートを行います。

実質化に必要なアンケート調査の回答割合

回答してくれた農地所有者又は耕作者の耕作面積が対象地区内の遊休農地を除く農地の**少なくとも過半**を占めていることが必要です。

(担い手への農地集積が進んでいる市町村においては、より高い割合で回答を得るようにします。)

ポイント

- 1 農地の貸付けや農地バンクの活用に関する意向など、プラン実現に必要な項目も、積極的に把握します。
(農業委員会による意向把握の取組と連携しましょう。)
- 2 **アンケート以外の方法**で将来の農地利用の意向が把握できていれば、それを使うことができます。

アンケート調査への支援

- **機構集積支援事業**
- **人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業**

<アンケート例>

例えば、次のようなアンケートが考えられます。
(項目は、地域の状況に応じて、追加・修正してください。)

氏名：〇〇〇〇 電話番号：
年齢：〇〇才

- 農業後継者はいらっしゃいますか。
 - 1 経営主の家族・親せき
 - 2 1以外の農業者
 - 3 後継者のメドはついていない

必須
- 現在耕作する農地を今後どうしたいですか。
 - 1 耕作する農地を拡大したい
 - 2 現状の耕作規模を維持したい
 - 3 耕作規模を縮小し、貸したい、売りたい
 - 4 耕作をやめて、貸したい、売りたい
 - 5 分からない

任意
- 農地バンクをどう活用したらいいと思いますか。
 - 1 農地所有者は、原則、バンクに貸付け
 - 2 農業をやめる人は、原則、バンクに貸付け
 - 3 農地の受け手は、原則、バンクに貸付け
 - 4 分からない

任意

※農業委員会は、アンケート結果を基に、貸付け意向のある個別の農地の地番・面積等を把握しましょう。

人・農地プランの作成手順②

ステップ2 地域の状況を地図化します

地域のアンケート等で把握した状況などを地図に落とし込んで、話し合いに活用します。

地図活用の優良事例

ある中山間地では、75歳以上の耕作者の分布状況について、現在と10年後を地図に落とし込み、後継者の確保状況と合わせて、話し合いで活用しています。

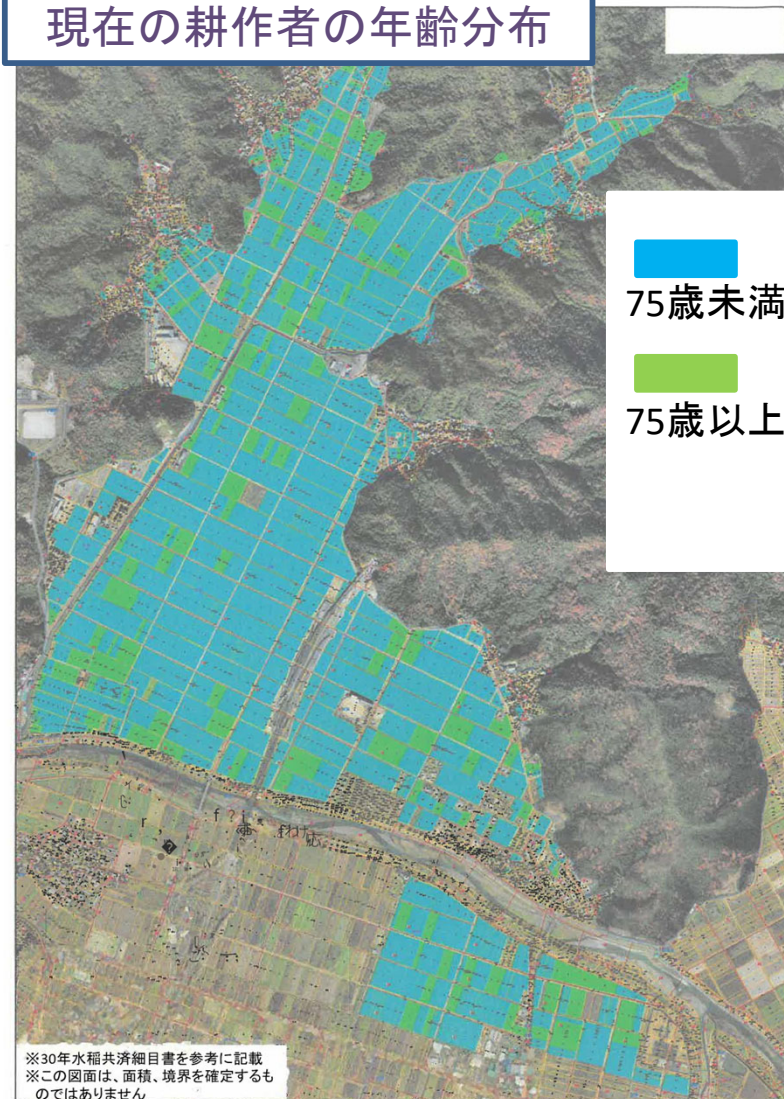
ポイント

地図の作成に際しては、農地情報公開システム等の地図情報システムを活用します。

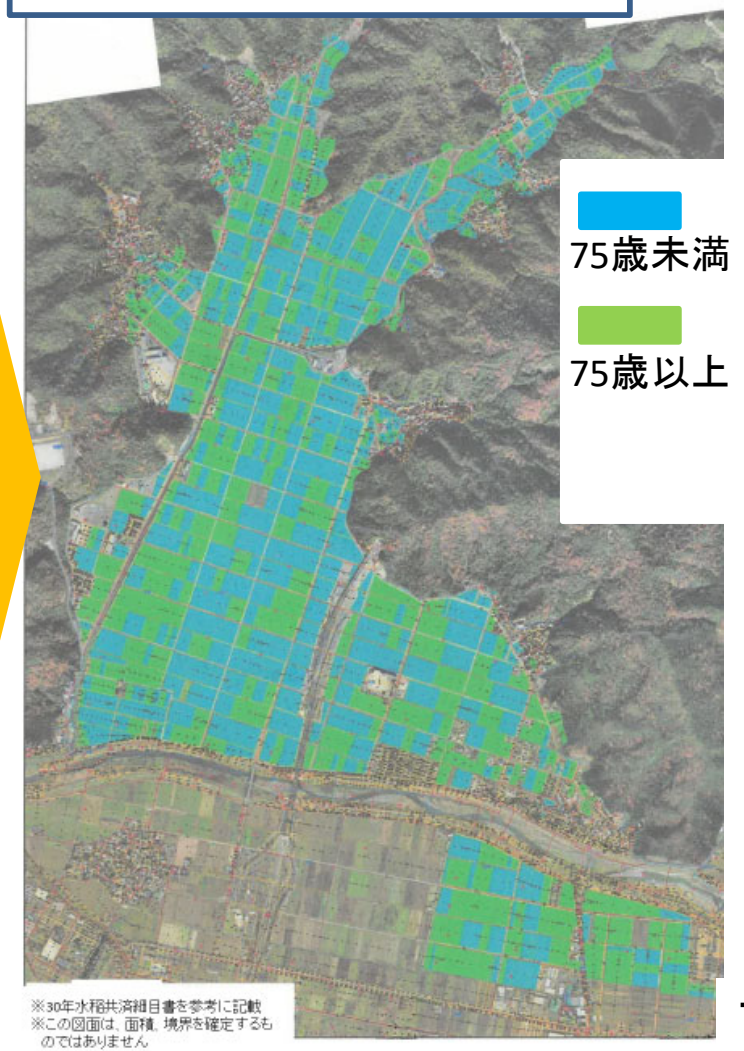
地図作成への支援

- 機構集積支援事業
- 人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業

現在の耕作者の年齢分布



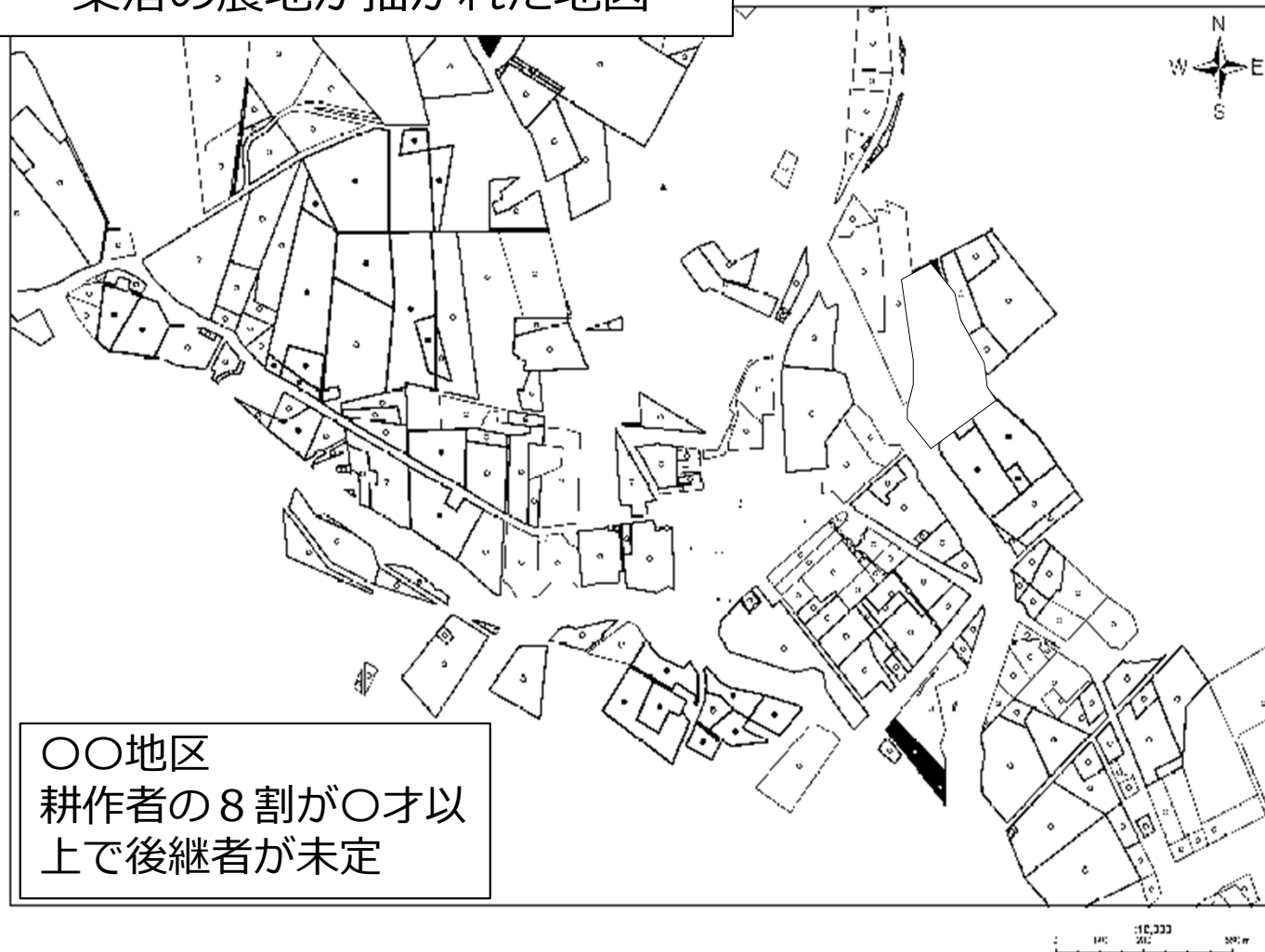
10年後の耕作者の年齢分布



一筆ごとに地図に記載していく必要はありません。

例えば、「この地区で耕作している方の8割が〇才以上で後継者がいません」といったように書き込むことでも十分です。

集落の農地が描かれた地図



ポイント

地図を囲んで、参加者が考えていることを、お互いに書き込んでいきましょう。

地図作成への支援

- 機構集積支援事業
- 人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業

人・農地プランの作成手順③

ステップ3 地域の様々な機会を活用し、5～10年後の将来、地域の農地を誰に担ってもらうのかについて話し合います。

話し合いのコーディネーター役

- 1 市町村職員、農業委員・推進委員を始め、現場で汗をかいている人が参加し、コーディネーター役を務めます。
- 2 コーディネーター役は、農業委員・推進委員のほか、地域の実情に応じて、
 - ・ブロックローテーションなどの地域の作付けの話し合いを主導する **JA**
 - ・基盤整備に関する話し合いを主導する **土地改良区**
 - ・貸付け意向の掘り起こしを行う **農地バンク**など地域のコーディネーター役を担う組織が**サポート**します。

※ コーディネーター役には、話し合いの進行、盛上げ、参加しない方の農地利用の意向等の情報提供、制度・支援措置の説明・助言等が期待されます。

ポイント

- 1 地域の話合いが行いやすいように、**原則として集落の範囲**で行います。
- 2 入作者や新たに地域で農業を行うことに意欲的な方にも**参加を働きかけ**ます。
農業委員・推進委員などコーディネーター役は、協力して地域の方に声を掛け合いましょう。
- 3 出席する方の負担を軽くするため、集落の寄合いなど**既にある話し合いの場**を積極的に活用します。

地域の話合いへの支援

- **人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業**
- **機構集積支援事業**

話し合いに参加する農業委員・推進委員への支援

- **農地利用最適化交付金**

コーディネーター役となる専門家の派遣

地域の話合いをコーディネートできる人が不足する場合には、市町村が、**実務経験豊富な専門家をコーディネーター**として派遣できます。

専門家の選定

市町村は、**現場ニーズを踏まえ、コーディネーターとして適任**と考える人を専門家として選定します。

＜具体的にはこのような方が考えられます！＞

- ・ 普及指導員、元普及指導員
- ・ J Aの営農指導員、元営農指導員
- ・ 土地改良区の職員、元職員
- ・ 国、都道府県、市町村の農業関係部門職員、元職員
- ・ 農業委員会ネットワーク機構や農地バンク等農業関係機関の職員、元職員
- ・ 農業経営者（離農後も地域農業の実情に詳しい人材を含みます。）

等

ポイント

＜専門家の方が活動しやすいよう＞

- ・ 市町村は、専門家の氏名、資格、これまでの活動内容・実績を取りまとめた**プロフィール**を作成し、実質化に取り組む地区に周知しましょう。
- ・ 市町村、農業委員会、関係団体は、その保有する現場の情報を提供しましょう。

専門家派遣への支援

→ **人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業**

人・農地プランの作成手順④

ステップ4 話合いの結果をまとめます

原則として集落ごとに、5～10年後に農地利用を担う人を中心経営体として定めます。

中心経営体への農地の集約化の将来方針

- 1 誰が将来にわたって集落の農地を担っていくのかを、話合いを通じてみんなの共通した「将来方針」にします。
- 2 中心経営体だけでは農地を引き受けきれない場合、「将来方針」として、**地域外からの新たな人材の受入れの方針**を定めます。

※「将来方針」を実現するために必要な次のような内容も積極的に定めましょう。

- 貸付け意向のある農地の地番・面積
(農地利用最適化交付金の**成果実績払**の対象とする場合には、地番、面積の把握が必要です)
- 農地バンクの活用方針
- 基盤整備への取組 等

ポイント

- 1 「集落」の範囲は、**地域の実情に応じ
て柔軟に設定**することができます。
- 2 話合いの結果を取りまとめる際に行ってきた「検討会」の手続きは、これまでと同じです。

検討会実施への支援

→ **人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業**

実質化された人・農地プラン（必須項目） 記載例

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
〇〇市	〇〇地区 (A集落、B集落、C集落)	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	〇〇ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	〇〇ha
③地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、〇才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、A集落では〇ha、B集落では〇ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

A集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者aが担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

B集落の水田利用は、中心経営体である〇〇営農組合や認定農業者bが担い、樹園地利用については中心経営体である認定農業者cと基本構想水準到達者dが担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

C集落の水田利用は、中心経営体である△△営農組合が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者e、fと認定新規就農者gが担っていく。

実質化された人・農地プラン（任意項目） 記載例

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

例 農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、〇筆、〇〇〇〇㎡となっている。
例 農地中間管理機構の活用方針 〇〇地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
例 基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、〇〇地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
例 作物生産に関する取組方針 米、麦などの土地利用型作物についてはブロックローテーションに取り組むとともに、土地利用型作物以外に、〇〇地区を中心に収益性の高い〇〇や〇〇などの園芸作物の生産や、特産加工に向けた〇〇の生産に取り組む。
例 鳥獣被害防止対策への取組方針 地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
例 災害対策への取組方針 水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、〇〇や〇〇などに取り組む。

（参考）農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
2	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
3	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
4	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
5	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
6	〇〇町〇〇番			〇〇〇〇
計		〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

※ 農業委員・推進委員は、アンケート調査や地域の話合い等を通じて、貸付け意向のある個々の農地の地番や面積を把握し、中心経営体との具体的なマッチングにつなげていくことが大切です。

※ プランをそのまま公表する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

人・農地プラン以外の地域の「取決め等」の活用

人・農地プラン以外の地域における「取決め等」の話し合いの過程で、**人・農地プランの実質化と同様の取組が行われた場合**には、その特定の区域を、**実質化された人・農地プランの区域**として取り扱うことができます。

判断の手順

取決め等の作成者

取決め等を関係市町村の人・農地プラン担当へ通知

関係市町村

<確認すること>

- ① 取決め等で定めた特定の区域について、
- ② プランの作成手順と同じ方法で、
- ③ アンケート調査、地図による現況把握を行い、
- ④ 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を定めているかどうか

※ 「取決め等」には、例えば、集落営農組織に集落内の相当部分の農地利用を任せる旨定めた集落独自の「取決め」も含まれます。

OKなら実質的なプランの区域として取り扱う

取組のイメージ

例えば、多面的機能支払交付金に取り組む活動組織が地域資源保全管理構想を策定するまでの過程において、プラン実質化の取組を取り込みます。

【地域資源保全管理構想の策定手順】

- 1 農村の構造変化に対応した保全管理の目標の設定
- 2 保全管理の内容や方向の設定
- 3 推進活動の実践

- 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

- 4 地域資源保全管理構想の策定・提出

【プランの実質化を行う場合】

プランの実質化と同じ取組を合わせて行う

構想策定の過程で、
① 農業者の年齢や後継者の有無等のアンケートを実施し、
② その結果を落とし込んだ地図を活用して話し合い、
③ 5～10年後の農地利用を担う中心経営体を決めます

実質化されたプランと同じ内容（P12）を添付して市町村へ提出

OKなら地域資源保全管理構想の区域（一部でも可）を実質化された人・農地プランの区域として取り扱う

人・農地プランの実現に向けた取組

人・農地プランは、作成するだけでなく、**実行**することが大切です。

地域における取組

- 1 市町村は、プランに定めた「中心経営体への農地の集約化の将来方針」の**進み具合を確認**します。
- 2 例えば、「将来方針」に定めた
 - ① 中心経営体への農地の集約化
 - ② 地域外からの人材の受入れなどが思うように進んでいない場合には、対策を検討するなど、**不断の検証**を行います。

※ プラン実質化で連携した市町村、農業委員会、農協、土地改良区、農地バンクなどの関係機関は、「将来方針」の実現に向けても、一体となって支援していきましょう。

国による対応

- 1 実質化されたプランは、支援措置の要件となっていますので、国においても**プランを確認**することとされています。
- 2 国は、プランが実質化していると判断しがたい場合には、プランを取りまとめた市町村に対し質問したり、改善点などの**指導を行う**こととされています。

人・農地プラン実質化の取組に連携する支援措置

1 実質化された人・農地プランの「地区」を対象とする支援措置（事業要件）

事業等名		事業等の概要	問合せ先 (直通番号)
1	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人・農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の <u>産地の基幹施設の導入</u> を支援します。	農産局 総務課 生産推進室 (03-3502-5945)
2	機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金	人・農地プランの策定地域内において、 <u>農地バンクを活用して農地の集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金を交付</u> します。	経営局 農地政策課 集積支援グループ (03-3591-1389)
3	機構集積協力金のうち農地整備・集約協力金 (農地耕作条件改善事業の実施地区)	農地耕作条件改善事業に伴う農業者負担を軽減するため、協力金を交付します。	農村振興局 整備部 農地資源課 経営体育成基盤整備推進室 (03-6744-2208)
4	農地耕作条件改善事業のうち高収益作物転換型	基盤整備とともに、 <u>収益作物転換のための計画策定から営農定着まで必要な取組を支援</u> します。	
5	農地耕作条件改善事業のうちスマート農業導入推進型	スマート農業に適した基盤が整備された地区に、GNSS（衛星測位システム）基地局等 <u>先進的な省力化技術の導入</u> を支援します。	
6	農地耕作条件改善事業のうち未来型産地形成推進条件整備型	水田転換や既存産地の改良とともに、省力技術・作業機械等を面的に導入し、 <u>労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援</u> します。	
7	農地耕作条件改善事業のうち水田貯留機能向上型	水田の持つ雨水貯留機能を高める「田んぼダム」の取組を推進するため、 <u>基盤整備済の地区について、その導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援</u> します。	
8	農地耕作条件改善事業のうち土地利用調整型	多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な <u>交換分合や基盤整備を支援</u> します。	

人・農地プラン実質化の取組に連携する支援措置

2 実質化された人・農地プランに位置付けられた「人（中心経営体）」を対象とする支援措置（事業要件）

事業等名		事業等の概要	問合せ先 (直通番号)
9	農地利用効率化等支援交付金	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、 <u>必要な農業用機械・施設の導入を支援します。</u>	経営局 経営政策課 担い手総合対策室 担い手支援第1班 (03-6744-2148)
10	特定地域経営支援対策事業のうち 沖縄農業対策事業	沖縄農業の持続的な発展を図るため、意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な <u>生産施設・加工施設等の整備を支援します。</u>	経営局 経営政策課 担い手総合対策室 担い手支援第2班 (03-6744-2148)
11	集落営農活性化プロジェクト促進事業	集落営農における活性化に向けた <u>ビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援します。</u>	経営局 経営政策課 組織経営グループ (03-6744-0576)
12	スーパー L 資金金利負担軽減措置 農業近代化資金金利負担軽減措置	経営改善に意欲的に取り組む農業者を、 <u>金利負担軽減措置により金融面から強力に支援します。</u>	経営局 金融調整課 経営・災害金融グループ (03-6744-2165)
13	農業経営継承保証保険支援事業	後継農業者が農業経営を継承するに当たって、経営資産を取得するために必要となる経営者保証等の担保提供や資金の新規借入に係る都道府県農業信用基金協会の債務保証の保証料の負担を軽減します。	経営局 金融調整課 農林漁業信用基金班 (03-6744-2171)
14	農業近代化資金保証料助成金交付事業	経営改善に意欲的に取り組む農業者の必要となる資金の借入に係る都道府県農業信用基金協会の債務保証の保証料の負担を免除します。	経営局 金融調整課 農林漁業信用基金班 (03-6744-2171)

人・農地プラン実質化の取組に連携する支援措置

2-2 実質化された人・農地プランに位置付けられた「人（中心経営体）」を対象とする支援措置（事業要件）

事業等名		事業等の概要	問合せ先 (直通番号)
15	農地売買等支援事業	全国農地保有合理化協会による農地中間管理機構への農用地等の買入れ等資金の無利子貸付に必要な経費等の支援等を行います。	経営局 農地政策課 集積支援グループ (03-3591-1389)
16	持続的生産強化対策事業のうち 果樹農業生産力増強総合対策のうち 未来型果樹農業等推進条件整備事業	労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、水田の樹園地への転換や中山間地等の既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、 <u>早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。</u>	農産局 果樹・茶グループ 果樹振興班 (03-3502-5957)
17	経営継承・発展等支援事業	人・農地プランに位置づけられた経営体等の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援（100万円上限（国、市町村がそれぞれ1/2を負担））します。	経営局 経営政策課 担い手企画班 (03-6744-2143)
18	新規就農者育成総合対策のうち 経営開始資金	新たに経営を開始する <u>49歳以下の者</u> に対し、資金を交付します。	経営局 就農・女性課 就農促進グループ (03-3502-6469)
19	新規就農者育成総合対策のうち 経営発展支援事業	49歳以下の者が行う経営発展のための <u>機械・施設等の導入</u> を地方と連携して支援します。	
20	農業次世代人材投資事業 (経営開始型)	次世代を担う農業者となることを志向する <u>49歳以下の者</u> に対し、 <u>経営開始時の経営確立を支援する資金を交付</u> します。	

人・農地プラン実質化の取組に連携する支援措置

3 実質化された人・農地プランの「地区」を対象とする支援措置（ポイント加算）

事業等名		事業等の概要	問合せ先 (直通番号)
21	農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用対策	地域ぐるみで農地の最適化に向けた話し合いを行うことにより、 <u>保全すべき農地を明確にするとともに、 荒廃農地やそのおそれのある農地の有効活用や、放牧や蜜源作物の作付けなど低コストによる農地利用のモデル的な取組を支援します。</u>	農村振興局 農村政策部 地域振興課 荒廃農地活用推進班 (03-6744-2665)
22	農山漁村振興交付金のうち 農山漁村発イノベーション対策 (農山漁村発イノベーション推進 支援事業)	農林漁業者と食品事業者、流通事業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う <u>新商品開発・販路開拓等の取組</u> に対して支援します。	農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 活性化企画班 (03-3502-6002)
23	持続的生産強化対策事業のうち 戦略作物生産拡大支援事業のうち 作付体系転換支援事業	生産者、試験研究機関、行政・普及など <u>地域の関係者が一体となって行う生産性の向上に資する技術等の実証等を支援します。</u> ・生産コストを低減する飼料用米等の多収品種や直播栽培の導入 ・連作による地力低下に対応するための麦、大豆等の生産技術の導入	農産局 穀物課 豆類班 (03-3502-5965)
24	鳥獣被害防止総合対策交付金	市町村が作成した被害防止計画に基づく以下の取組を総合的に支援します。 ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備 ・捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動 ・捕獲を含めたクマ・サルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、I C T 技術等の実証 ・捕獲活動の取組 等	農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室鳥獣被害対策推進班 (03-3591-4958)

人・農地プラン実質化の取組に連携する支援措置

4 実質化された人・農地プランに位置付けられた「人（中心経営体）」を対象とする支援措置（ポイント加算）

事業等名		事業等の概要	問合せ先 (直通番号)
25	農山漁村振興交付金のうち 農山漁村発イノベーション対策 (農山漁村発イノベーション等整備事業(産業支援型))	六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要な加工・販売施設等の整備に対して支援します。	農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 地域資源活用推進班 (03-6744-2497)
26	持続的生産強化対策事業のうち 茶・薬用作物等地域特産作物体制 強化促進(茶の改植等)	茶や薬用作物などの地域特産作物について、生産性の向上等による競争力強化を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援します。	農産局 果樹・茶グループ 茶業班 (03-6744-2194)

5 実質化された人・農地プランの取組に連携する支援措置（助成額の上乗せ）

事業等名		事業等の概要	問合せ先 (直通番号)
27	農地耕作条件改善事業のうち 地域内農地集積型等	畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に支援します。 事業完了時まで中心経営体に集約される受益地については、助成額を上乗せします。	農村振興局 整備部 農地資源課 経営体育成基盤整備推進室 (03-6744-2208)

注1：16ページから20ページに記載する支援措置のうち、番号3～11、16、21～22、25～27の事業は、工程表の作成されている地区やプラン策定が確実であると判断している地区、当該地区内の中心経営体も対象としています。

注2：16ページから20ページに記載する支援措置のうち、番号2、15の事業は、実質化に限らず人・農地プランの地区や当該地区内の中心経営体も含めて対象としています。

人・農地プラン実質化の取組に連携する支援措置

6 「実質化された人・農地プラン」とみなせる事業等の例

下表に例示する事業等の事業要綱等に規定する計画は、一定の要件を満たし市町村の人・農地プラン担当部局が実質化された人・農地プランとして確認をしている場合は「**実質化された人・農地プラン**」とみなすことができます。

※ 実質化された人・農地プランとみなすための手順等は14ページをご覧ください。

事業等名		問合せ先（直通番号）
1	国営水利システム再編事業（農地集積促進型）	農村振興局 整備部 水資源課 広域水利第1班 （03-6744-2206）
2	国営緊急農地再編整備事業	農村振興局 整備部 農地資源課 地域整備班 （03-6744-2207）
3	国営農地再編整備事業	
4	農業競争力強化農地整備事業	農村振興局 整備部 農地資源課 経営体育成基盤整備推進室 （03-6744-2208）
5	水利施設整備事業（農地集積促進型）、 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型、畑地帯総合整備中山間地域型） （令和2年度まで水利施設等保全高度化事業（特別型）として実施）	農村振興局 整備部 水資源課 水利施設強靱化班 （03-3502-6246）
6	農地中間管理機構関連農地整備事業	農村振興局 整備部 農地資源課 経営体育成基盤整備推進室 （03-6744-2208）
7	多面的機能支払交付金（地域資源保全管理構想）	農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室 （03-6744-2447）
8	中山間地域等直接支払交付金（集落協定・集落戦略）	農村振興局 農村政策部 地域振興課 中山間地域・日本型直接支払室 （03-3501-8359）
9	果樹産地構造改革計画	農産局 果樹・茶グループ 果樹振興班 （03-3502-5957）
10	農業経営基盤強化促進法に基づく特例農用地利用規程、特定農用地利用規程	経営局 経営政策課 組織経営グループ （03-6744-0576）

お問い合わせ先

人・農地プランに関して、
ご不明な場合は、お気軽にお問い合わせください。

北海道農政事務所生産経営推進部担い手育成課 電話番号 011-330-8809(直通)	近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号 075-414-9017(直通)
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号 022-221-6241(直通)	中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号 086-224-9414(直通)
関東農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号 048-740-0449(直通)	九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課 電話番号 096-300-6321(直通)
北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号 076-232-4318(直通)	内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 電話番号 098-866-1628(直通)
東海農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号 052-715-5191(直通)	経営局経営政策課組織経営グループ 電話番号 03-6744-0576(直通)